嘉手納町保育所等調理等業務委託

一募集要領一

令和2年1月17日

嘉手納町 子ども家庭課

【配布期間】

令和2年1月17日(金)~令和2年1月24日(金)

【応募受付期間】

令和2年1月31日(金)~令和2年2月7日(金)

【受付時間】

8:30~17:15 土日祝祭日を除く

【受付場所】

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588 嘉手納町子ども家庭課 保育支援係

※ 委託事業者の選定等は、令和元年度補正予算の成立が前提であるので今後、 内容等が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

目 次

1	目的・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
2	件名·		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
3	対象施	設•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
4	施設及	び備	品	等	の [,]	使	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
5	委託業	務内	容	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1
6	委託期	間•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2
7	契約限点	度額	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2
8	応募資	格•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2
9	応募に	関す	る	留:	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3
10	応募手続	続・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	4
11	質問及	び回	答	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	5
12	応募提	案書	類	に	つ	٧V	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	5
13	選定方法	法•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	7
14	契約ま	での	流	れ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	9
15	委託料(の支	払	Į ۱:	等	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	9
16	履行保護	証人	に	つ	V٧	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	10
17	遵守法令	令•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	10

1. 目的

この募集要領は、嘉手納町保育所等調理等業務委託に係る民間業者の募集に関して、必要な事項を定める。

なお、本募集要領で使用する「読み替え(以下○○という。)」については、本募集要領と併せて配布する下記の別添資料等にも適用するものとし、これらを本募集要領と一体の資料とする。また、これら全ての資料を含めて「募集要領等」とする。

- ※ 仕様書(調理業務)(別添1)、(保育支援業務)(別添1-2)
- ※ 応募提案書類様式集(別添2)
- ※ 調理等業務委託に関する様式集(別添3)
- ※ 資料集(別添4)

2. 件 名

「嘉手納町保育所等調理等業務委託」

3. 対象施設

本業務は嘉手納町第二保育所、第三保育所及び子育て支援センターにおける調理等業務を一括して委託発注することとする。

名 称	定 員	所 在 地
第二保育所	90人	嘉手納町字嘉手納147番地
第三保育所	110人	嘉手納町字水釜373番地
子育て支援センター	100人	嘉手納町字嘉手納290番地の9

4. 施設及び備品等の使用

本業務を実施するにあたり、施設及び備品等の使用については、嘉手納町(以下「町」という。)の所有するものを無償貸与とし、それらの改造等は行わないこと。

5. 委託業務内容

本業務の主な内容は、次に掲げるとおりとし、原則として本業務に係る内容の一部又は全部を第三者に委託し、請け負わせ、又は委任することはできない。

- ア 食材の調達 (発注)・検収・保管
- イ 調理業務(食物アレルギー対応食を含む。)
- ウ 衛生管理業務
- エ 運営協力等
- オ アからエまでに附帯するその他必要な業務
- ※(参考)本業務に含まない業務

6. 委託期間

令和2年3月1日から令和7年3月31日まで(5年1か月間)

7. 契約限度額

(1) 本業務に係る契約予定の金額は、次に掲げる表のその年度ごとに記載された額(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という)を含む。) を上限とする。 なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、町がこの金額で契約 することを約束するものではない。

※消費税率 10%で算定(単位:千円)

年度	R1年度 (3月)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	総額
金額	1, 095	57, 648	57, 648	57, 648	57, 648	57, 648	289, 335

(2) 見積書(様式第14号)において、内訳を含めた見積金額(以下「提案額」という)の記載にあたっては、消費税(10%)を含めた金額を記載するものとし、審査を行う際には、その内訳において各区分における各年度の提案額が契約限度額を超える場合は失格とする。なお、受託期間中に消費税率等の変更があった場合は、町と協議の上調整するものとする。

8. 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件と する。

- (1) 保育所や学童給食に深い理解があり、保育所等と協力して調理等業務を実施できること。
- (2) 法人格を有し、委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 令和2年現在、沖縄県内において1回100食以上の保育所、病院、社会福祉施設のいずれかの特定給食施設調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- (4) 損害賠償を担保できるとともに、履行保証人を立てることができること。
- (5) 調理等業務に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- (6) 沖縄県内に本社、支社又は営業所があること。
- (7)過去5年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条の規定による営業停止処分を起こした者でないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続きの開始申立又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 優先交渉権者決定までに、不渡手形又は不渡小切手を出していない者である

こと。

- (11) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく、破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (12) 嘉手納町暴力団排除条例(平成23年嘉手納町条例第9号)第2条に規定する 暴力団及び暴力団員でないこと。
- (13) 食中毒その他の事故等による損害賠償責任を履行するための保険に加入している者であること。
- (14) 現在、嘉手納町第二保育所、第三保育所及び子育て支援センターに勤務する 者のうち、引き続き勤務を希望する者で、かつ、受託事業者において調理技術 等が優秀であると判断した者を優先的に採用することができること。
- (15) 委託業者募集に関する説明会に参加した者であること。

9. 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3)提出書類は、提出期限までは内容の変更を行うことができるものとするが、 内容の変更を行う場合は、提出期限までに変更後の書類を改めて提出すること。
- (4) 町が受理した書類については、一切返却しないものとする。
- (5) 応募者から募集要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類 の作成者に帰属する。ただし、町は選定結果の公表等に必要な場合は、提案者 の承諾をもって提案内容を使用できるものとする。
- (6) 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。 また、この検討の範囲内であっても町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (7)提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、応募資格を取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取るものとする。
- (8) 募集要領等の公表日から優先交渉権者の決定までの期間中に応募者が選定委員等に対し、選定審査に関する照会を行ったり、個別に接触をもった場合は失格とする。
- (9) 応募資格確認後から選定結果の決定までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
- (10) 町が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに対応すること。
- (11) 応募書類を提出した後に辞退するときは、応募辞退届(様式第 16 号)を提出すること。
- (12) 選定結果は町ホームページで公表する。
- (13) 選定結果等についての不服、異議等は認めない。

10. 応募手続

事業実施のスケジュールは、次の表1のとおりとする。なお、本業務に係る募

集要領等の配布、公表、及び提出書類等の受付に関しては、土曜日、日曜日、祝祭 日を除く8時30分から17時15分までとする。

表 1

募集要領等の公表・配布	令和2年1月17日(金)から 令和2年1月24日(金)まで
委託業者募集に関する説明会・現地 見学参加申込受付	令和2年1月17日(金)から 令和2年1月24日(金)まで
委託業者募集に関する説明会	令和2年1月27日(月)15時から16時まで
現地見学会(希望事業者のみ)	令和2年1月24日(金)まで 保育に支障のない時間で調整の上
質問書の受付締切	令和2年1月28日(火)
質問書の回答最終日	令和2年1月30日(木)
応募書類の受付期間	令和2年1月31日(金)から 令和2年2月7日(月)まで
応募事業者受託施設視察	令和2月10日(月)から 令和2年2月14(金)まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和2年2月17日(月)
優先交渉権者の決定、通知	令和2年2月下旬

※ 日程等は、変更となる場合があります。

(1) 募集要領等の公表、配布

ア 配布期間: 令和2年1月17日(金)から令和2年1月24日(金)まで

イ 配布場所: 嘉手納町役場 子ども家庭課

※募集要領等については町ホームページにおいても公表する。

(2) 委託業者募集に関する説明会・現地見学会参加申込み受付

委託業者募集に関する説明会・現地見学会参加申請書(様式第1号)により提出すること。

ア 申込期間: 令和2年1月17日(金)から令和2年1月24日(金)まで

イ 提出場所: 嘉手納町役場 子ども家庭課

(3)委託業者募集に関する説明会

ア 日時: 令和2年1月27日(水)15時から16時まで

イ 場所: 嘉手納町役場 2階 東側会議室

ウ 持参するもの:本募集要領等及び筆記用具等

(4) 現地見学会(希望業者のみ)

ア 日時: 令和2年1月24日(金)まで

① 8:00~12:00 又は14:00~16:00 のうち保育に支障ない時間を

調整の上実施

- イ 場所: ①第二保育所(嘉手納町字嘉手納147)
 - ②第三保育所(嘉手納町字水釜373)
 - ③子育て支援センター(嘉手納町字嘉手納290-9)
- ○現地見学会留意事項
 - *調理室への入場者は1業者1名とする
 - *入場当日前2週間以内の検便検査結果を提出すること
 - *白衣・帽子・調理用靴を持参すること
 - *見学時は町の指示に従うこと

11. 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式第2号)により、Eメールにより提出すること。電話及び口頭等による個別の対応はしません。

Eメールアドレス: <u>hoikushien@town.kadena.okinawa.jp</u> (嘉手納町子ども家庭課保育支援係)

- (2) 提出期限 : 令和2年1月28日(火)17時15分まで
- (3)回答最終日:令和2年1月30日(木)

※ 質問に対する回答は、説明会に参加した全ての事業者にE メールにて回答する。無用な混乱を招くことが危惧されるとき は、質問に回答しないことがある。

12. 応募提案書類について

(1) 基本的事項

ア 作成様式

提出書類の記載にあたっては日本工業規格 A4 横書きとし、長辺2箇所をとじること。ただし、図表等については必要に応じA3 折込み可とする。 なお、提出する全ての資料を、とじ厚2 c m以内のファイル1冊にまとめて提出することとし、これ以外のいかなる資料の提出を認めない。

イ 字体等

字体については12ポイント、明朝体を基本とする。

ウ構成

- ① 提案書類の作成にあたっては次の表2の項目順に沿って作成し、目次、ページ番号及びインデックスを付すこと。
- ② 本業務の対象施設は3施設にわたるため、「※」を付した項目については施設ごとの内容がわかるよう応募者の創意工夫により提案書を作成すること。

表 2

項目	様式	提案書類
		審査に係る説明書類等提出書
		(添付資料)
		①会社概要(事業者の概要・組織の分かるもの)
		②定款 (写し)
		③財務諸表(直近3期分の損益計算書及び貸借対照表)
1	第3号	④納税証明書(国税、県税、市町村税の完納証明書。提
		出の1か月以内に発行されたもの)
		⑤登記事項証明書
		⑥損害賠償を担保できる保険に加入していることを証
		する書類(写し)
		⑦履行保証人予定会社の会社概要
2	第4号	保育所等調理等業務に対する基本的な考え方に関する
	かせり	提案書
3	第5号	衛生管理業務に関する提案書
4	第6号	食物アレルギー対応食の提供に関する提案書
※ 5	第7号	業務実施体制に関する提案書
6	第8号	スタッフ配置提案書
7	第9号	危機管理体制に関する提案書
8	第 10 号	業務従事者等の教育及び研修に関する提案書
9	第 11 号	職員数 (沖縄県内の事業所)
10	第 12 号	業務従事者の雇用に関する提案書
11	第 13 号	業務実績等提案書
	第 14 号	見積書
※ 12	第 14 号一①	*本募集要領2ページ7.「契約限度額」の範囲内であ
7.12	第 14 号一②	ること
	第 14 号一③	
13	第 15 号	独自提案等

(2) 提出方法等

ア 受付期間: <u>令和2年1月31日(金)から令和2年2月7日(月)まで</u> *期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く8時30分から 17時15分までとする。

イ 提出方法 : 持参又は郵送 (郵送の場合、上記提出期間内必着とする。)

ウ 提出部数: 正本1部 副本9部 計10部

エ 提 出 先 : 嘉手納町 子ども家庭課 保育支援係

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

13. 選定方法

- (1) 嘉手納町保育所等調理等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、公募型プロポーザル方式により、提案書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。
- (2)(1)の評価にあたっては選定委員会の各委員が次の表3の評価項目ごとに評価する。

表3

評価項目	評価事項概要
1 保育所等調理等業務 に対する基本的な考え 方 (様式第4号)	① 保育所等調理等業務の意義やその重要性の認識② 保育所等調理等業務が果たす食育の重要性の認識③ 保育所等調理等業務に対する意欲や取り組み姿勢等
2 衛生管理業務 (様式第5号)	 衛生管理の取り組み状況 衛生管理体制 大量調理施設衛生管理マニュアル、嘉手納町保育所等衛生管理マニュアルの理解度 各種衛生点検票の管理 衛生検査等
3 食物アレルギー対応 食の提供 (様式第6号)	① 食物アレルギー対応食に対する考え方② 嘉手納町公立保育所・子育て支援センター食物アレルギー対応マニュアル等の理解度③ 食物アレルギー対応食の取り組み状況
4 業務実施体制 (様式第7号)	 業務責任者等の配置状況 業務実施体制(安全性・効率性等) 業務従事者の休暇等による代替員の体制等
5 スタッフ配置 (様式第8号)	① 正規社員の配置人数について② 有資格者の配置人数について③ 役職従事者の経験及び指導体制について④ 業務従事者の経験及び保育所調理等業務遂行能力等
6 危機管理体制 (様式第9号)	 食中毒の防止対策 異物混入の防止対策 アレルギー対応事故等の防止対策 緊急連絡体制の整備及び対応策
7 業務従事者に対する 研修計画 (様式第 10 号)	 季託開始までの研修計画等 季託実施後の研修計画等 人材育成の取り組み等

8 職員数(沖縄県内の事 業所) (様式第 11 号)	 業務従事者の業務経験年数 栄養士の業務経験年数 正規社員及び非正規社員の別並びに有資格者数 正規社員及び非正規社員の合計人数 						
9 業務従事者の雇用	① 業務従事者のモチベーション維持に係る施策等						
(様式第 12 号)	② 現業務従事者の優先雇用について						
10 業務実績等	特定給食施設(保育所、病院、社会福祉施設)調理等業務受託						
(様式第 13 号)	実績(現在継続中のものから順に記載)						
11 見積書 (様式第 14 号、	適正な価格のもと、見積額が算定されているかを評価する。						
第 14 号一①、第 14 号							
-②、第14号-③)							
12 プレゼンテーション	① 経営理念等						
12 / 2 2 2 7 - 2 3 2	② 保育所等調理等業務に対するアピールや意欲等						
13 経営状況審査	財務諸表等に基づく各種経営分析を行い経営状況、財政基盤の						
13 柱呂朳仍番宜	安定性等を評価する。						
14 給食施設審査	受託施設を視察し作業段取りや衛生面等を審査し、評価する。						
15 独自提案等	応募者自身の独自提案や優位性、その他、町に対するアピール						
(様式第 15 号)	ポイント等を評価する。						

(3)審查概要

ア 応募者の資格の確認審査

町は、応募資格の確認審査を行い、本募集要領2ページ8.「応募資格」 に基づき、応募者が備えるべき要件を満たしていることを確認する。 なお、応募資格書類に不備がある場合には、失格とする。

イ 書類審査

提案書類について、表3の評価項目等に基づき評価する。

- ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査
 - ・プレゼンテーションについては応募者の経営理念及び保育所等調理等業 務に対する意欲についてなど、応募者の自由に行えるものとする。
 - ・ヒアリングについては選定委員の質疑等により、提案書に記載のない事項などの補足回答等を求める。
 - ① 日時:令和2年2月17日(月)
 - ② 場所:嘉手納町役場 2階 打合せ室3
 - ※ 応募多数の場合の予備日を設ける。
 - ※ 詳細な日時、場所については、後日応募者へ通知する。
 - ③ 実施時間:40分以内
 - **※** 目安 (プレゼンテーション: 20 分 ヒアリング質疑応答: 20 分)
 - ④ 出席者:3名までとする。
 - ⑤ 機材等:プレゼンテーションに使用するパソコン等その他の機器につ

いては応募者が準備すること。スクリーン及びプロジェクターは、町が用意することも可能(要相談)。

⑥ プレゼンテーションの順番 参加申込み終了後、事務局の抽選により決定する。

工 経営状況審査

財務諸表等に基づく各種経営分析を行い経営状況、財政基盤の安定性について総合的に評価する。

14. 契約までの流れ

(1)優先交渉権者の選定

選定委員会は、提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査 し、総合評価点が基準点に達した者のうち、総合評価点の高い順に優先交渉権 者及び次点を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、町ホームページ等にて掲載するとともに、別途、応募者全員に 通知する。

(3) 受託者の決定

町は選定委員会の結果を踏まえ優先交渉権者を決定し、優先交渉権者との契約締結をもって受託者を決定する。ただし、優先交渉権者との契約を締結できない場合は、次点の者から順に契約交渉を行うこととする。

15. 委託料の支払い等について

- (1)受託者は、履行月分の業務を完了したときは、遅滞なく町に対して委託業務 完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出し、その検査結果の合格をもっ て当該履行月分の委託料を請求することができる。
- (2)町の施策等により対象施設の変更があった場合には、町と受託者が協議の上、 委託料の額を変更することができるものとする。

16. 履行保証人について

- (1) 受託者は本業務を履行しない場合に受託者に代わって自ら本業務を履行する事を保証するため、履行保証人を立てなければならない。
- (2)履行保証人は本募集要領2ページ8.「応募資格」に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。
- (3) 町は受託者が本業務を履行する見込みがないと認めるときは履行保証人に対し本業務の実施を請求することができる。
- (4)履行保証人は前項の規定による本業務の実施請求があったときは、受託者 に代わって本業務を実施しなければならない。

(5) 町が履行保証人に本業務の実施を請求したときは、受託者がその請求のときまでに実施した部分で、町の検査に合格したものに対する委託料については受託者に支払い、履行保証人が自ら実施した部分については、受託者は何らの請求権を有せず、町は、当該部分に対する委託料を履行保証人に直接支払うものとする。

17. 遵守法令

- (1)法 令 一 食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等 大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)・嘉手納町保育 所等衛生管理マニュアル及びその他関連要綱 等

本募集要領等に関するお問い合わせ先は次のとおり。

●嘉手納町 子ども家庭課 保育支援係 〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

> TEL 098-956-1111 (内線 275) FAX 098-956-8094 Eメールアドレス hoikushien@town.kadena.okinawa.jp